

# 知的財産関連ニュース報道 (韓国版)

## <2016年9月>

アンダーソン・毛利・友常法律事務所  
韓国弁理士 金 成鎬

9月から10月は、韓国で国政監査(韓国の国会が毎年定期的に行政に対して監査を行うこと)が行われる時期である。9月には、科学技術分野の国政監査において、韓国の国会に提出された資料によって浮き彫りになった韓国での特許無効審判の実情を知ることができる記事を二つ紹介する。なお、韓国のサムスン電子が自社の事業と特許権を売却する動きに関する記事を紹介する。

9月22日付日曜新聞によると、韓国国会に韓国特許庁から提出された「最近5年間の特許無効審判の現況」によると、特許無効認容率(特許審決で無効判定)が平均50.5%で、審判請求された特許2件のうち1件以上の特許が無効になったことが分かった。また、「主要国の特許・実用新案の処理の現況」を見ると、2015年基準で、特許1件当たりの平均審査時間が、韓国は9.0時間で、米国の27.4時間、ヨーロッパの35.0時間に比べて最大で4倍も急いで処理していることが明らかになった。特許審査官1人当たりの処理件数も高い状況である。韓国は、審査官1人当たり平均221件を処理、ヨーロッパは57件、米国は73件で、これもまた4倍近く多かった。

9月28日付日曜新聞によると、韓国特許庁が韓国国会に提出した資料によると、韓国特許審判院の特許審判1件当たりの所要期間は平均で約8.5ヶ月であるが、審判官の在職した期間が平均で約1.2年に過ぎないことが分かった。国会産業通商資源委員会の国会議員は、韓国特許庁が特許審判院の職制および業務遂行に介入し、特許審判の独立性および専門性が深刻に毀損されているとし、特許庁から独立した特許審判院が必要だと指摘した。去る2015年、韓国未来部と特許庁が発表した未来成長動力分野の特許分析の結果をみると、韓国は特許出願の規模の面で、米国(29.8%)、日本(28.8%)に次いで世界第3位(22.4%)で、出願の量的規模の面ではリードしているが、特許の質的水準を示す特許の引用回数は平均

5.2回で、米国(11.3回)の半分の水準(46%)に過ぎず、特許の品質は低いと分析された。これらの分析は、特許庁が、特許庁と特許審判院の人事をジョブローテーションシステムで運営しながら、海外留学などから復帰しても適当な補職がなかったり、昇進待機している補職待ちの人たちを、一時的職務として特許審判院を活用することが原因の一つであると指摘されている。また、審判院が、審判官のキャリアが揃ってこそ弁理士になる特許庁職員のキャリア管理のための部署に転落したという問題提起もある。現在審判官は、特許庁審査官として2年だけ在职すれば資格を備えることになる。韓国特許庁が韓国国会に提出した資料によると、2014年6月~2015年6月の間に終了した合計5,483件の特許審判の平均所要期間は8.5ヶ月、平均審判官変更回数は1.7回だった。このうち、審判官が3回以上変更された事件が1,431件で、同期間の全体件数の26%に及んでおり、10回以上変わった事件も11件であった。このように頻繁な審判官の交替によって、技術的な争点と事実関係が複雑な事件は、頻繁に審理が持ち越されたり、矛盾した審決が下される場合も少なからず発生している。最近、韓国特許庁は、審判請求人が審判段階で提出していない証拠を特許法院(高等裁判所級)で提出して「特許無効」紛争が審判で整理されずに紛争が長期化する問題を提起し、新たな証拠の提出を特許法院段階において制限しなければならないと要求している。しかし、韓国特許庁のこのような要求が説得力を持つためには、特許審判院の専門性と独立性の確保が優先されるべきである。

22日付電子新聞によると、イギリスの特許メディアであるアイ・エイ・エム(IAM)は、去る13日(現地時間)、サムスン電子が自社のプリンティングソリューション事業部をHPに10億5,000万ドル(約1兆1,500億ウォン)で売却することにし、プリンタ関連の特許6,500件も共に移転すると伝えた。企業構造調整に乗り出したサムスン電子が、これまで蓄積

した膨大な特許ポートフォリオを売却するなど、収益化に活用するという見通しが出てきた。サムスン電子がヒューレット・パカード(HP)に移転する特許だけで6,500件であり、今後、非主力事業の整理の過程で特許売却が拡大することがあり得るとい内容である。外信は、これまで莫大な特許ポートフォリオを相互使用契約(クロスライセンス)締結と防御用のみ使用してきたサムスン電子が、HPになんと6,500件の特許を移転することにした決定に対して「変化の兆候」と評価した。該当する特許の国籍と、ファミリー特許が含まれているかどうかなどは明らかにされていないが、6,500件という数値自体は、サムスン電子としては異例に多い。米国特許商標庁(USPTO)の資料によると、サムスン電子が、2011年に米国のストレージ(HDD)企業のシーゲイトにハード・ディスク・ドライブ事業部を14億ドル(約1兆5,000億ウォン)で売却し、特許500件

を譲渡したことが、今までの最高値であった。今回HPに譲渡する特許の10分の1にも満たない。多様な分野で強力な特許ポートフォリオを構築してきたサムスン電子が、主力事業を中心に企業構造調整を進めるにつれ、今回のように、非主力部門の特許売却が増える見込みである。それだけ他のメーカーもサムスン電子の特許に関心を持つようになると思われる。知的財産権投資銀行のMDBキャピタルグループの発表によると、サムスン電子は、2014年末基準で5万5,417件の米国特許を保有している。2位のIBMより1万1,000件以上多い。サムスン電子は、これに先立って去る12日、同社のプリンタ事業を10億5,000万ドルでHPに売却することに合意したと発表した。プリンタ事業部を11月に新設法人として分離した後、株式全体をHPに売却する。関連する手続きは、1年以内に完了する予定である。

#### 《訴訟関係》

- ▲東亜日報と特許情報会社のクァンゲト研究所が、2005年から10年間、米国で提起された特許訴訟を分析した結果、NPEによる韓国国内企業への攻撃範囲が拡大し、昨年には中小・中堅企業が4社も含まれていたことが分かった。提訴された国内企業は、2006年にはサムスン電子とLG電子など6社に過ぎなかったが、昨年には13社に増えた。(2日 東亜)
- ▲ソウル半導体は11日(現地時間)、ソウル半導体と子会社のソウルバイオシスがカリフォルニア州連邦裁判所に米国流通会社Kマートを、自社のLED特許を侵害した製品を販売したという理由で提訴したと明らかにした。(13日 電子)
- ▲12日、業界によると、特許審判院は、サムスンバイオシスが、韓国内で400億ウォン台のバイオ新薬「ヒュミラ」の特許権者である米国系グローバル製薬会社アッヴィ(AbbVie)を相手に去る2015年3月に提起した用途特許無効審判で、去る8日に勝訴審決を下した。(12日 デイ)
- ▲LG電子が、小型コンプレッサで世界1位の企業であるドイツの「セコップ(Secop)」を相手にイタリアのトリノ裁判所で特許無効訴訟を提起したと18日明らかにした。(20日 電子)
- ▲25日、韓国法曹界によると、米国特許管理専門会社であるエヌティーピー・インコーポレーテッド(NTP)が最近、韓国国税庁を相手に21億ウォン規模の法人税還付を要求し、ソウル行政裁判所に特許使用料による法人税の更正拒否処分取消請求訴訟を提起したことが確認された。(27日 東亜)
- ▲28日、韓国法院行政処が発刊した「2016司法年鑑」によると、昨年、1審特許訴訟事件に関係した外国人225名のうち68名(30.2%)が米国国籍者と分かった。1審特許訴訟は、判決が下されるまでの平均処理期間が225.5日、上告審は159.2日がかかることが分かった。(28日 ニュ)
- ▲韓国の(株)カカオは、「カカオペイ(KakaoPay)請求書」サービスに対してインスタペイ(instapay)が、QRコードと顧客番号を利用したモバイル請求書納付サービス技術を無断で使用しているとして去る7月に提起した特許権侵害差止仮処分申請で勝訴したと29日明らかにした。(30日 毎経)

#### 《立 法》

- ▲26年ぶりに全部改正された商標法と下位法令である商標法施行令・施行規則が9月1日から全面施行される。8月31日、韓国特許庁によると、全部改正商標法の主要骨子は、易しい用語に変えて国民が法令を理解しやすいように整備、国民の商標選択の機会を拡大、現行の商標制度の不備な点を補完などである。(1日 アジ)

- ▲韓国の共に民主党の議員は8月31日、特許等の知的財産権関連の侵害訴訟において、弁理士が弁護士と共同で訴訟代理を可能にする内容を骨子とする「弁理士法」一部改正法律案を代表で発議した。(1日 ファ)
- ▲韓国特許庁は13日から、産業財産権の権利移転等の登録申請関連の書類提出を簡素化すると明らかにした。今回の「特許権等の登録令」改正案は、登録申請人の不便最小化と利便強化に重点を置いている。(9日 電子)
- ▲韓国特許庁が、職務発明補償制度の問題点を補完するために発明振興法の改正に乗り出した。発明振興法改正案は、8月18日立法予告され、来る11月末に国会に提出される。発明振興法改正案は、職務発明の完成時点と承継視点が異なり発生する二重譲渡問題点を改善した。(13日 毎経)

#### 《行 政》

- ▲20日、韓国大統領直属の国家知識財産委員会が成均館大学に依頼して去る5月に遂行した中小企業の技術保護の力量強化対応案の研究結果報告書によると、中小企業の技術保護の力量は、2012年58点から2014年61点にやや増加するにとどまり、絶対値も大きく低かったことが分かった。(21日 文化)
- ▲韓国国会に韓国特許庁から提出された「最近5年間の特許無効審判の現況」によると、特許無効認容率(特許審決で無効判定)が平均50.5%で、審判請求された特許2件のうち1件以上の特許が無効になったことが分かった。(22日 日曜)
- ▲韓国特許庁が韓国国会に提出した資料によると、韓国特許審判院の特許審判1件当たりの所要期間は平均で約8.5ヶ月であるが、審判官の在職した期間が平均で約1.2年に過ぎないことが分かった。国会産業通商資源委員会の国会議員は、韓国特許庁が特許審判院の職制および業務遂行に介入し、特許審判の独立性および専門性が深刻に毀損されているとし、特許庁から独立した特許審判院が必要だと指摘した。(28日 日曜)
- ▲韓国国会産業通商資源委員会所属の議員は、韓国特許庁と特許庁傘下機関から提出された資料を分析した結果、現在5つの特許庁傘下機関の機関長すべてが特許庁出身がその座を占めていることが分かったと指摘した。(30日 毎経)

#### 《その他》

- ▲特許法院は7日、大田市西区屯山洞の特許法院大会議室で、世界の特許裁判所間の協力を強化し、特許裁判所が進むべきビジョンを模索するため、日本、米国、中国、ドイツ、韓国の特許裁判所の判事らが膝を突き合わせる「2016国際特許裁判所カンファレンス」を開催した。(8日 連合)
- ▲電子新聞のIPノミックスが特許分析専門研究所と共同で、「2020特許未来技術Top100」を分析した結果、サムスン電子は、100大特許未来技術の中で、グーグル、アップル、マイクロソフト(MS)などのグローバル競合他社より、50の領域で優れたIPポートフォリオを確保したことが分かった。(20日 電子)
- ▲イギリスの特許メディアであるアイ・エイ・エム(IAM)は、去る13日(現地時間)、サムスン電子が自社の印刷ソリューション事業部をHPに10億5000万ドル(約1兆1500億ウォン)で売却することにし、プリンタに関連する特許6500件も共に移転すると伝えた。(22日 電子)

#### ※媒体の正式名称(発行社)

朝鮮:朝鮮日報(朝鮮日報社)、東亜:東亜日報(東亜日報社)、中央:中央日報(中央日報社)、京郷:京郷新聞(京郷新聞社)、ハン:ハンギョレ新聞(ハンギョレ新聞社)、国民:国民日報(国民日報社)、韓国:韓国日報(韓国日報社)、世界:世界日報(世界日報社)、日曜:日曜新聞(日曜新聞社)、中都:中都日報(中都日報社)、毎経:毎日経済新聞(毎日経済新聞社)、韓経:韓国経済新聞(韓国経済新聞社)、電子:電子新聞(電子新聞社)、ファ:ファイナンシャルニュース(ファイナンシャルニュース新聞社)、マネ:マネートゥデイ(マネートゥデイ社)、デジ:デジタルタイムス(文化日報社)、連合:連合ニュース(連合ニュース社)、デイ:デイリーパム(デイリーパム社) アジ:(アジアトゥデイ社)、ニュ:ニューシス(ニューシス社)、文化:文化日報(文化日報社)